



○公 告

平成15年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成15年2月3日

長野県知事 田 中 康 夫

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,004.38 ^{ha}
	土砂流出防備保安林	83.06
千曲川中流(小県郡、上田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,659.05
	土砂流出防備保安林	54.36
千曲川下流(更級郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、更埴市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,798.14
	土砂流出防備保安林	316.92
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,934.74
	土砂流出防備保安林	529.09
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,083.27
	土砂流出防備保安林	783.21
木曾谷(木曾郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,099.01
	土砂流出防備保安林	268.82
中部山岳南部(東筑摩郡、南安曇郡、松本市、塩尻市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,728.99
	土砂流出防備保安林	683.29

中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、八坂村及び美麻村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	199.30
	土砂流出防備保安林	108.66
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	312.42
	土砂流出防備保安林	68.94
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
下伊那郡上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
東筑摩郡明科町大字光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡波田町字立挾8899ほか2筆	保健保安林	3.42
東筑摩郡坂井村字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
南安曇郡豊科町大字光1214ほか1大字19筆	保健保安林	3.78
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穏7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森 林 保 全 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年2月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類

飯田都市計画地域地区（用途地域）

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び飯田市役所

都 市 計 画 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年2月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画公園 4・4・7号 若穂中央公園

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都 市 計 画 課

○公 告

屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第20条の規定による講習会を次のとおり行います。

平成15年2月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 講習会の日時

平成15年3月14日(金)午前10時から午後5時まで

2 講習会の場所

長野市 長野県庁議会棟401号会議室

3 対象者

屋外広告業を営む者及び屋外広告業を営もうとする者並びに広告物等の表示及び設置に関し必要な知識の修得を希望する者

4 講習会の事項

(1) 屋外広告物の法令に関する事項

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

5 講習会の一部免除

講習会を受けようとする者が、次のいずれかに該当する者であることを証する書類の写しを受講申込みの際に提出したときは、4の(3)に掲げる事項に関する受講を免除する。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

6 受講の手続等

(1) 提出書類

ア 屋外広告物講習会受講申込書(以下「申込書」という。)

イ 写真(出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身の縦5センチメートル

ル、横4センチメートルのものを申込書の写真添付欄にはること。)

ウ 5の免除を受けようとする者には、5に規定する書類の写し

エ 郵送で申込みをする場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒

(2) 申込書の用紙の交付場所及び提出先

最寄りの地方事務所の建築課(商工建築課)若しくは県庁住宅部建築管理課景観係又は長野市都市開発部まちづくり推進課

(3) 申込書の受付期間

平成15年2月17日(月)から3月5日(水)まで

7 問い合わせ先

講習会についての問い合わせは、最寄りの地方事務所の建築課(商工建築課)若しくは県庁住宅部建築管理課景観係又は長野市都市開発部まちづくり推進課にすること。

建築管理課

○公 告

平成15年1月24日、南佐久郡八千穂村による本郷地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年2月3日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

土地改良課

○公 告

更級郡上山田町による弥勒寺地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年2月3日

長野県長野地方事務所長 会津 佳伸

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年2月4日から3月4日まで
- 3 縦覧の場所
更級郡上山田町役場

農村整備課

平成15年(2003年)2月3日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係
〒380-8570 (県庁専用番号)
長野市大字南長野字幅下692の2
電話 026(235)7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています